

お客様本位の業務運営に関する方針

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

ティー・ロウ・プライスの創業者であるトーマス・ロウ・プライス Jr が遺した言葉に「お客様のためにより仕事をすれば、お客様がそれに応えてくれる。」があります。お客様の利益と自社の利益の優先順位を明確に示すこの理念のもと、ティー・ロウ・プライスはフィデューシャリー・デューティーの精神に則り、お客様の利益を自社の成長よりも優先して参りました。これは、1937 年の創業以来、重要な企業文化・確信的価値として引き継がれています。

ティー・ロウ・プライスは、お客様の成功のために、これからもお客様との長期的なパートナーシップの構築に努めます。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「金融庁原則」といいます。）を採択し、以下の通り「お客様本位の業務運営に関する方針」（以下、「本方針」といいます。）を定め、この方針に係る取組状況を定期的に公表します。また、業務運営の継続的な向上を図るため、本方針を定期的に見直しします。（金融庁原則 1 に対応）

なお、ティー・ロウ・プライスとは当社を含む、当社の最終親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インク傘下の会社を指します。

1. お客様の最善の利益の追求（金融庁原則 2 に対応）

トーマス・ロウ・プライス Jr は、「ティー・ロウ・プライスのチームメンバーは、お客様に対する自らの義務を強く意識しなければならない。良い結果を出し、世間の信用を得ることを、何よりも真摯に願うことが大切である。」と語っています。この言葉のとおり、お客様にとって何が適切なのかを基準に行動し、お客様の最善の利益を追求することを優先して参りました。具体的には以下のとおりです。

お客様を第一に考える

当社は、資産運用受託者としての役割を最重要課題としてとらえ、お客様の利益を第一に考えます。当社は、お客様からの信頼を得るために、お客様のニーズを深く理解し、そのニーズを満たすためのソリューションを提供することに努めます。「お客様の成功こそが、当社の成功」という考えが、当社の揺るぎない信念です。

誠実に行動し、説明責任を果たす

当社は、誠実に正しく行動するよう努めています。誠実で率直であることがすべての人に利益をもたらすと考えからです。当社は、望ましい結果を得るために、自分自身とお客様への説明責任を果たします。成功とは、お客様のために生み出した価値に関することだけでなく、どのようにお客様にサービスを提供したかも重要だと考えます。

知的好奇心やイノベーションを育む

経済動向を捉え、お客様の運用目的に応えるためには、当社の役職員は生涯学び続ける必要があります。当社の運用担当者は、世界規模の強固なプラットフォームを駆使し投資機会の発掘や運用担当者間の連携を追求し、思慮深く、かつ注意深く、お客様のために付加価値を見出すべく議論と協働を尽くしています。

多様性を受け入れ、協働する

当社は、包括的かつ協力的な職場環境を醸成することで、ティー・ロウ・プライスのグローバルの役職員が持つ多様な視点からの知見を活用し、絶えず高度な運用を追求しています。ティー・ロウ・プライスのグローバルの多様な役職員は様々な洞察をもたらし、オープンな議論や情報を共有することで、投資アイデアを新鮮で独立したものに維持しています。当社は、投資アイデアを特定し、慎重に精査し、議論し、十分な情報を得た上で、お客様にとって最良と考える投資判断を下します。

規律正しく、リスクを意識する

当社は、投資判断において、戦略的、規律的、そして決断的であることが、長期にわたって効果的で強固な運用を可能にできると考えます。これを徹底することで、短期的な流行や不適切なビジネス慣行を見極め、これらへの投資を回避することができます。「リスクを意識する」とは、リスクを取らないことではなく、思慮深くリスクを取ることを意味します。当社はリスクを精緻に評価・分析し、慎重にリスクを管理します。

情熱を持って卓越性を追求する

お客様にとって、最善の結果を提供することが当社の目標です。お客様の期待に応えるために、厳格な基準を設けています。当社は卓越した業務遂行力でお客様の期待に応え、運用目標を達成することを目指しています。

ティー・ロウ・プライスの目指しているのは、運用資産規模の拡大を追い求めナンバーワンになることではなく、お客様に信頼されるに足る存在意義のある特別な会社になることです。

2. 利益相反の適切な管理（金融庁原則 3 に対応）

当社は、独立系の運用会社として、お客様本位の業務運営に注力できる体制を構築しています。ティー・ロウ・プライスにおける基本的な利益相反管理方針は「[グローバル行動規範](#)」及び「[倫理規範及び個人取引に関する方針](#)」に定めており、当社は当方針に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を特定し、適切に管理します。

利益相反が不可避である場合においては、その影響を最小限にとどめるべく組織的及び業務的な対応を行い、必要と判断される場合にお客様への開示を行います。日本における「[利益相反管理方針](#)」は当社ウェブサイトにて公開しています。

3. 手数料等の明確化（金融庁原則 4 に対応）

当社は、お客様が負担する手数料その他の費用についての明確化を積極的に行い、お客様が理解できるよう開示を行います。

4. 重要な情報の分かりやすい提供（金融庁原則 5 に対応）

当社は、提供する商品・サービス、投資方針、投資リスク等やその他の重要な情報について、お客様の取引経験や金融知識を考慮の上、金融商品のリスク度合いや複雑さに応じて、分かりやすく丁寧な情報提供に努めます。また、継続的に各種説明資料の改善を図ります。

5. 顧客にふさわしいサービスの提供（金融庁原則 6 に対応）

当社は、お客様の利益を第一に考え、お客様のニーズを深く理解し、そのニーズを満たすためのソリューションを提供することに努めます。金融商品の組成及びサービスの提供にあたっては、持続的かつ良好なパフォーマンスを創出することによりお客様の長期的な資産形成に貢献することを目指し、投資信託については販売会社と十分に議論を尽くしながらお客様にとって最善となる商品性を追求して参ります。

仮に短期的にニーズがあるとしても、お客様の長期的な利益に適わないと考える運用商品は提供いたしません。商品の品質の向上を図り、業界をけん引する存在となることを目指しています。

なお、当社の投資運用業については、金融庁原則 6 の注のうち、注 3 及び注 5 のみ該当し、注 1、注 2、注 4、注 6 及び注 7 への該当はありません。

6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等（金融庁原則 7 に対応）

当社は、社内の人材育成と慎重な採用活動を通じ、高度な能力を有する人材の維持に努めています。また、資産や顧客数の増加に応じ人員を増加させることで、運用商品やお客様サービスの質を維持しつつ規律正しい資産成長を図っています。

当社は、役職員に本方針を周知するとともに、各役職員がお客様本位の業務運営を行うことを徹底します。

2017 年 4 月 1 日制定

2023 年 6 月 1 日改定

2025 年 1 月 31 日改定

プロダクトガバナンスに関する方針

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

1. 目的

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客様の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス（以下、「プロダクトガバナンス」といいます。）を構築し、商品を適切に組成・管理する体制の維持及び強化に継続的に取り組むことを明確化するために、プロダクトガバナンスに関する方針を定めます。

2. プロダクトガバナンス体制の整備

当社は、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために取締役会の下にジャパン・オペレーティング委員会及び投資信託ガバナンス委員会（以下、「各委員会」といいます。）を設置し、各委員会において、金融商品の設定時における検討、商品性、提供する金融商品の運用状況、適切な情報提供・情報開示の状況など、当社が提供する金融商品の品質管理・向上に関する事項について検証を行い、検証結果の報告や対応方針の審議・決定、実行状況の確認をします。また、各委員会は、定期的な取締役会への報告を行い、必要に応じて、プロダクトガバナンス体制の見直しを検討します。

3. 金融商品の組成

当社は、金融商品の組成にあたり、お客様の真のニーズを深く理解するよう努め、想定するお客様の属性を明確にした上で、当該金融商品の適切性、お客様に提供する付加価値の中長期的な持続可能性、コストの合理性、顧客間の公平性等を各委員会において確認します。また、顧客のニーズや想定する顧客属性については、販売会社と相互に情報連携を行い、適切な金融商品の提供を推進します。

4. 金融商品の管理

当社は、組成した金融商品に関して、定期的に品質の検証を実施します。例えば、投資家リターン（コスト控除後リターン）の中長期的な達成状況、商品の付加価値及び競合比での当社信託報酬の妥当性、高い運用効率を保つための運用キャパシティの状況、該当資産クラスの投資家のニーズ等の検証結果に基づき、当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合は、更なる品質の向上やプロセス等の改善を行います。改善が困難と判断される金融商品については、信託報酬の変更、繰上償還等の適切な措置を検討します。併せて、各委員会において、その実行状況をモニタリングし、定期的に取り締役に報告を行います。

また、組成後においても、検証に必要な情報を販売会社と連携し、得られた情報等（個

人情報を除きます。)を、必要に応じて、金融商品の品質向上のために活用します。

5. 分かりやすい情報提供

当社は、お客様がより良い金融商品を選択できるように、金融商品の商品性や運用体制等に関する情報を、必要に応じて販売会社と連携し、その特性に応じて分かりやすくお伝えするよう取り組みます。

2025 年 1 月 31 日制定